省令

○総務省令第七十号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

総務大臣　高市　早苗

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については令和九年度までの間に、第二号、第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和五年度までの間に、第十一号については令和二年度までの間に、第十二号については令和三年度までの間に行われるものとする。	地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号については平成三十九年度までの間に、第二号、第七号から第九号まで及び第十一号については平成三十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については平成三十五年度までの間に、第十二号については平成三十二年度までの間に行われるものとする。
［一～十　略］	［一～十　同上］
［削る］	十一　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に係る事業
十一　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業	十二　平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に係る事業
十二　令和三年に開催されるワールドマスターズゲームズ2021関西の準備及び運営に係る事業	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○総務省令第三号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

総務大臣　高市　早苗

財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第八十八号を第九十四号とし、第六十九号から第八十七号までを六号ずつ繰り下げ、第六十八号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四　ペルー

別表中第六十七号を第七十二号とし、第五十二号から第六十六号までを五号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　ドミニカ

別表中第五十号を第五十四号とし、第二十号から第四十九号までを四号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三　カザフスタン

別表中第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　オマーン

別表中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　エクアドル

別表中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　アルバニア

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第二項第一号の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

総務大臣　高市　早苗

財務大臣　麻生　太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十一条の二第二項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める外国は、台湾とする。